

中央卸売市場の取引ルールについて

1 趣旨

平成 30 年 6 月に改正卸売市場法が公布され、これまで中央卸売市場において規制されていた取引ルールに関する条文が撤廃され、各市場の開設者が関係者の意見を聴きながら決定することとされたことに伴い、盛岡市場における取引ルールの一部について変更するもの。

2 取引ルールの内容（別図参照）

項目	変更内容		現在の内容
第三者販売	報告制	卸売業者が仲卸業者又は売買参加者以外の者に卸売をしたときは、市長へ報告する。	卸売業者による仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売を禁止している（一定の条件に基づいた申請・許可の場合を除く）。
	せり・入札の制限	卸売業者がせり又は入札の方法により卸売をする場合、仲卸業者又は売買参加者以外の者への卸売を制限する。	
商物分離	報告制	卸業者が卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売をしたときは、市長へ報告する。	市場外の物品の卸売を禁止している（一定の条件に基づいた申請・許可の場合を除く）。
直接集荷	報告制	仲卸業者が本市場の卸売業者以外の者から生鮮食料品等を仕入れたときは、市長へ報告する。	仲卸業者による卸売業者以外の者からの集荷を禁止している（一定の条件に基づいた申請・許可の場合を除く）。

3 取引ルールの自由化により期待されること

(1) 第三者販売の自由化

ア 卸売業者による新たな販路の開拓や取引機会の拡大が見込まれること。

イ 他市場への転送等の効率化が図られ、各卸売市場における需給調整を複数市場間において実施することが可能となることで、市場間ネットワークの強化が見込まれること。

(2) 商物分離の自由化

ア 多様な取引形態の構築が可能になること。

イ 輸送時間及びコストの削減等、流通の効率化が図られることで、商品の鮮度が保持されるなど、生産者、消費者双方のメリットが生じること。

(3) 直接集荷の自由化

ア 嗜好・価値観などの多様化等による、有機野菜、ブランド農産物など少量流通商品の需要に対応するための柔軟性が高まること。

イ 卸売業者において取り扱いが難しい商品（アに掲げた商品等）を戦略的に取り扱うことで、新しい販路の開拓や取引機会の拡大が見込まれること。

また、これらを有機的、戦略的に活用することにより、盛岡市場全体の競争力の強化を図ることができる。

4 これまでの経過

平成 30 年 10 月 卸売市場法改正対応検討委員会設置

～

令和元年 6 月 検討委員会及び関係業者ヒアリングの実施

令和元年 6 月 検討委員会における意見の集約

7 月 盛岡市中央卸売市場運営協議会において方針の承認

5 今後のスケジュール

令和元年 11 月 18 日 盛岡市議会議員全員協議会説明

令和元年 11 月下旬～12 月上旬

取引関係者からの意見募集の実施・修正

令和 2 年 1 月 盛岡市中央卸売市場運営協議会における審議

3 月 盛岡市議会 3 月定例会に業務規程の一部改正案の提案

6 月 21 日 改正業務規程（改正卸売市場法）の施行

業務規程改正の基本方針

- (1) 公正・公平な取引方法と決済機能の維持及び透明性の向上等により公共性を確保
- (2) 卸売市場法改正及び働き方改革等に伴う流通環境の変化に柔軟・迅速に対応。
- (3) 卸売業者、仲卸業者及び売買参加者による調整機能を尊重しつつ、多様化する消費生活にも柔軟・迅速に対応することで、業者の安定経営、取引関係者相互の連携を図る。

